

求職活動利用誓約書

射水市長 殿

保護者名 _____ (続柄: _____) は、求職活動（起業の準備を含む）を行い就労する予定であることから、申請児童の保育施設の利用を希望します。認定を受けた後は、求職活動の認定期間内に就労先を見つけ、指定の期限までに就労証明書を提出します。

就労証明書を提出できない場合、退所（退園）及び支給認定の取消し措置を受けても異議は申し立てません。

申立てに係る申請児童氏名	生年月日	施設名
カナ	年 月 日	
カナ	年 月 日	
カナ	年 月 日	

1 保育必要事由が「求職活動」の認定内容

区 分	新規入園を申込みする方	認定の変更申請をする方
教育・保育給付認定期間	認定開始日から3か月	変更月から3か月 ※
保 育 実 施 期 間	教育・保育給付認定期間と同じ	
保 育 利 用 時 間	短時間認定（午前8時30分から午後4時30分まで）	

※ 退職後に求職活動へ認定事由を変更する方の認定期間は、退職した月の翌月から3か月間です。

希望する職種	事務・営業・サービス業・製造業・内職・保育士・他（ ）
就職予定（希望）日	令和 年 月 日
退職日	令和 年 月 日
申立	1 就労先は見つっていますが、会社から証明がもらえない状況です。 事業所所在地 事業所名 連絡先（電話番号） もらえない理由 2 現在就職先は決まっていますが、希望入園日までに就職先を見つけます。 3 保育園の入園が決まってから、就職先を探す予定です。 4 起業するための準備中です。

※裏面も記入をお願いします。

2 提出書類（提出先：保育園・こども園又は子育て支援課）

事 由	書 類
1 か月 4 8 時間以上の就労を開始したとき。	就労証明書、教育・保育給付認定変更申請書
認定期間内に就労先が見つからないとき。	退園届

【注意事項】 □にチェックを入れて確認してください。

☐ 求職活動の延長による保育園等の利用はできません。

また、同年度で2回目の求職活動による保育園等の利用はできません。（父と母合わせて年度内1回限りのため）

ただし、以下すべてにあてはまる場合は、原則3か月を限度として利用することがあります。

- ・ 3歳児クラス以上の児童であること。
- ・ 住所地の小学校区に幼稚園・認定こども園がなく、小学校区の保育園に在園中であること。
- ・ 保護者が引き続き求職活動による利用を希望していること。

☐ 疾病や介護等により求職活動ができない場合、「教育・保育給付認定変更申請書」及び認定に必要な添付書類を提出し、保育の必要事由の変更をしてください。

☐ 月48時間未満の就労は、就労としての保育の必要性の認定を受けることができません。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日

保護者自署